

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行令

(平成十三年十二月十二日政令第三百九十六号)

最終改正：平成十四年六月二十五日政令第二百三十三号

内閣は、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(平成十三年法律第六十四号)第二条第三項、第七十条、第七十一条第一項並びに第八十条第一項、第二項及び第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

(法第二条第三項の政令で定める自動車)

第一条 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(以下「法」という。)(第二条第三項の政令で定める自動車は、次のとおりとする。

一 被けん引車(道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第二条第二項に規定する自動車(けん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具に限る。)(をいう。以下この条において同じ。))

二 道路運送車両法第三条に規定する小型自動車及び軽自動車(被けん引車を除く。)であつて、二輪の

もの（側車付きのものを含む。）

三 道路運送車両法第三条に規定する大型特殊自動車及び小型特殊自動車（被けん引車を除く。）

（報告の徴収）

第二条 主務大臣は、法第七十条の規定により、法第四十二条第二項、第四十三条第三項、第五項及び第七項、第五十九条、第六十二条並びに第六十四条第三項及び第四項の規定による措置に関し必要があると認めるときは、自動車製造業者等に対し、フロン類の引取り、引渡し若しくは運搬の実施の状況、法第五十七条第一項に規定する料金若しくは法第六十条第一項の規定により自動車を運行の用に供する者に請求する料金の設定の状況又は自動車フロン類管理書の保存の状況に関し報告を求めることができる。

2 主務大臣は、法第七十条の規定により、法第五十四条及び第五十五条の規定による措置に関し必要があると認めるときは、フロン類破壊業者に対し、フロン類の引取り又は破壊の実施の状況に関し報告を求めることができる。

3 都道府県知事は、法第七十条の規定により、法第二十三条及び第二十四条の規定による措置に関し必要があると認めるときは、その登録を受けた第一種フロン類回収業者に対し、フロン類の引取り、引渡し、

回収又は運搬の実施の状況に関し報告を求めることができる。

4 都道府県知事は、法第七十条の規定により、法第四十二条第一項、第四十三条第四項及び第六項並びに第六十四条第一項及び第二項の規定による措置に関し必要があると認めるときは、その登録を受けた第二種特定製品引取業者に対し、第二種特定製品の引取り若しくはフロン類の引渡しの実施の状況、自動車フロン類管理書の添付又は自動車フロン類管理書の写しの保存若しくは閲覧の状況に関し報告を求めることができる。

5 都道府県知事は、法第七十条の規定により、法第四十二条第一項、第四十三条第一項、第四項及び第六項並びに第六十四条第一項及び第二項の規定による措置に関し必要があると認めるときは、その登録を受けた第二種フロン類回収業者に対し、フロン類の引取り、引渡し、回収若しくは運搬の実施の状況、自動車フロン類管理書の添付又は自動車フロン類管理書の写しの保存若しくは閲覧の状況に関し報告を求めることができる。

(立入検査)

第二条 主務大臣は、法第七十一条第一項の規定により、その職員に、自動車製造業者等の事務所又は事業

所に立ち入り、フロン類の引取り及び引渡し用に供する施設並びにその関連施設並びに関係帳簿書類を検査させることができる。

2 主務大臣は、法第七十一条第一項の規定により、その職員に、フロン類破壊業者の事務所又は事業所に立ち入り、フロン類破壊施設及びその関連施設並びに関係帳簿書類を検査させることができる。

3 都道府県知事は、法第七十一条第一項の規定により、その職員に、その登録を受けた第一種フロン類回収業者の事務所若しくは事業所又はフロン類の回収の業務を行う場所に立ち入り、第一種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類の回収の用に供する設備及びその関連施設並びに関係帳簿書類を検査させることができる。

4 都道府県知事は、法第七十一条第一項の規定により、その職員に、その登録を受けた第二種特定製品回収業者の事務所又は事業所に立ち入り、第二種特定製品の引取り及びフロン類の引渡し用に供する施設並びにその関連施設並びに関係帳簿書類を検査させることができる。

5 都道府県知事は、法第七十一条第一項の規定により、その職員に、その登録を受けた第二種フロン類回収業者の事務所若しくは事業所又はフロン類の回収の業務を行う場所に立ち入り、第二種特定製品に冷媒

として充てんされているフロン類の回収の用に供する設備及びその関連施設並びに関係帳簿書類を検査させることができる。

(権限の委任)

第四条 法第七十二条の規定による主務大臣の権限のうち国土交通大臣に属する権限については、地方運輸局長、運輸監理部長又は運輸支局長も行うことができる。

2 法第三十二条第一項、第三項、第五項及び第九項並びに法第三十三条第二項において読み替えて準用する法第十三条第一項、第十五条第一項及び第十七条第一項に規定する国土交通大臣の権限は、地方運輸局長に委任する。

3 次に掲げる都道府県知事の権限に属する事務であつて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）の区域内に事業所を有する第二種特定製品引取業者及び第二種フロン類回収業者に関するものは、当該区域を管轄する指定都市の長が行うこととする。この場合においては、法中前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、指定都市の長に関する規定として指定都市の長に適用があるものとする。

一 第二種特定製品引取業者に関する法第二十五条から第二十七条まで（これらの規定を法第二十八条において準用する法第十二条第二項、第十三条第二項及び第十七条第二項においてそれぞれ読み替えて準用する場合を含む。）、法第二十八条において準用する法第十三条第一項、第十四条、第十五条第一項、第十六条及び第十七条第一項、法第四十二条第一項、法第四十三条第四項及び第六項、法第六十四条第一項及び第二項、法第七十条並びに法第七十一条第一項に規定する事務

二 第二種フロン類回収業者に関する法第二十九条から第三十一条まで（これらの規定を法第三十二条第二項において準用する法第十二条第二項、第十三条第二項及び第十七条第二項並びに法第三十二条第二項において準用する法第十七条第二項においてそれぞれ読み替えて準用する場合を含む。）、法第三十条第一項、第二項（第六項において準用する場合を含む。）、第三項、第七項及び第九項、同条第四項（第六項において準用する場合を含む。）において準用する法第三十条第二項及び第三十一条第二項、法第三十二条第一項において準用する法第十三条第一項、第十四条、第十五条第一項、第十六条、第十七条第一項及び第二十二條第二項、法第三十二条第二項、法第三十三条第二項において準用する法第十四条、第十六条、第十七条第一項及び第二十二條第二項、法第三十四条、法第四十二条第一項、法第四十二条第一項、第二

項第四項及び第六項、法第六十四条第一項及び第二項、法第七十条並びに法第七十一条第一項に規定する事務

#### 附 則

この政令は、法の施行の日（平成十四年四月一日）から施行する。ただし、第一条の規定は、法附則第一条第一号に規定する規定の施行の日（平成十三年十二月二十一日）から施行する。

#### 附 則（平成十四年六月二十五日政令第二百三十三号）

この政令は平成十四年十月一日から施行する。

## 理由

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の施行に伴い、第二種特定製品の定義に係る自動車の種類、報告の徴収及び立入検査の実施方法等を定める必要があるからである。